

# 工業用水受水の手引き

——宮城県工業用水道事業——

令和8年4月

 宮城県企業局

# 目 次

## 第 1 章 工業用水の概要

<a href="#">1-1 宮城県企業局の工業用水道事業の概要</a> .....	3
<a href="#">1-2 供給対象</a> .....	3
<a href="#">1-3 供給区域</a> .....	4
<a href="#">1-4 給水条件</a> .....	5

## 第 2 章 料金の仕組みと支払い

<a href="#">2-1 料金単価・制度</a> .....	6
<a href="#">2-2 基本水量</a> .....	7
<a href="#">2-3 超過水量</a> .....	8
<a href="#">2-4 請求・支払い方法</a> .....	10

## 第 3 章 工業用水受水までの流れ

<a href="#">3-1 新規利用申し込みから通水開始まで（全体フロー）</a> .....	11
<a href="#">3-2 事前相談</a> .....	12
<a href="#">3-3 申し込み手続き</a> .....	12
<a href="#">3-4 審査・承認</a> .....	12

## 第 4 章 工事申請（受水施設の計画と設置工事）

<a href="#">4-1 受水施設の基本原則</a> .....	13
<a href="#">4-1-1 24 時間均等受水</a>	
<a href="#">4-1-2 ポンプの直結禁止</a>	
<a href="#">4-2 施設設置の技術基準</a> .....	15
<a href="#">4-2-1 量水器等の設置</a>	
<a href="#">4-2-2 受水槽（貯水施設）の設置基準</a>	
<a href="#">4-2-3 場内配管</a>	
<a href="#">4-2-4 逆流防止装置</a>	

4-3 工事手続き .....	17
4-3-1 工事施行承認申請	
4-3-2 工事の施工と宮城県との連携	
4-3-3 完成届の提出と検査	
4-3-4 その他	

## 第5章 利用開始後の手続きと管理

5-1 通水開始の手続き .....	19
5-2 基本水量の変更 .....	19
5-3 料金の納入と検針 .....	19
5-4 施設の維持管理・修繕 .....	21
5-5 ユーザー情報の変更 .....	21
5-6 給水の廃止（契約の解除） .....	22
5-7 緊急時（事故発生時等）の対応 .....	22
5-8 留意事項 .....	24
5-9 その他申請について .....	25

## 第6章 付録・様式集

6-1 各種様式（申請書、届出書など） .....	27
6-2 Q&A .....	35
6-3 問い合わせ先一覧 .....	38

# 第 1 章 工業用水の概要

## 1-1 宮城県企業局の工業用水道事業の概要

本県が実施する工業用水道事業は、仙塩地域工業開発の基盤整備の一環として建設した「仙塩工業用水道」、主として新産業都市仙台湾地区の拠点となる仙台港背後地の工業開発のために建設した「仙台圏工業用水道」、本県の内陸工業開発最大のプロジェクトとして建設された仙台北部中核工業団地等の内陸型工業団地へ供給するための「仙台北部工業用水道」の 3 事業があります。

なお、3 事業においては、水道事業を取り巻く厳しい経営状況を改善するため、令和 4 年 4 月から公共施設等運営（コンセッション）方式により、民間事業者が運営を行う「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」を実施しています。

## 1-2 供給対象

工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）において「工業」とは、製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業を指し、工業の用に供する水（水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く）のことを「工業用水」といいます。工業用水道事業では、それぞれの事業の目的で使用する事業所に対して工業用水を供給します。

また、一定の条件の下、水洗トイレの洗浄水、清掃用水、冷却水、散水用水など、人の飲用以外の目的に使われる水である、いわゆる雑用水としての供給が認められています。雑用水の供給対象は、下記①～④のとおりです。

No.	供給対象（雑用水）	例
①	公共施設等であって、地域の開発振興に資する施設	学校、教育施設、下水処理場、し尿処理場、ゴミ焼却場等
②	地盤沈下対策等のため地下水から水源転換を余儀なくされる施設	多数考えられるが、特にビルの冷暖房施設
③	産業の健全な発達に資する施設	操車場等の洗車用水、建設現場、植物工場等の農業用施設、商業施設等
④	地域環境と調和を図るため、工業用水道から供給することが適当な施設	浄水場に隣接する公園など

関連規程：工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条

関連規程：工業用水道からの雑用水供給に係る運用等について

（昭和 54 年 10 月 24 日 54 立工水第 33 号）

## 1-3 給水区域

各工業用水道事業における給水区域は下記図表のとおりです。



事業名	給水区域
仙塩工業用水道事業	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、七ヶ浜町、利府町及び大和町
仙台圏工業用水道事業	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町
仙台北部工業用水道事業	大崎市、加美町、大和町及び大衡村

上記区域内であれば供給可能ですが、工業用水道本管（以下「配水管」）から使用希望場所へ給水するための管はご自身で設置していただく必要があります。

関連規程：公営企業の設置等に関する条例（昭和49年3月30日 宮城県条例第8号）

第3条

## 1-4 給水条件

### (1) 給水義務

非常災害、工業用水道施設の損傷又は維持改良工事その他やむを得ない事情がある場合を除き、給水を制限し、又は停止しないものとします。

給水を制限し、又は停止しようとするときは、その制限水量、日時、期間、区域及び理由を事前に工業用水受水者（以下「ユーザー」）に通知します。

なお、この場合の給水制限又は停止による損害については、県は、その責任を負わないこととします。

### (2) 給水の原則

給水先 1 か所当たりのご契約いただく水量は、**100m<sup>3</sup>/日以上**となっています。減量については基本的にお受けできませんので、十分にご検討の上、お申し込みください。

また、均等受水を原則としております。加えて、均等受水の実施及び不測の事態への準備のために、ユーザーで受水槽を設置することを基本としております。

### (3) 水質基準

仙塩工業用水道事業においては、浄水施設を経由して送水しており、水質はおおむね以下の通りです。

濁度	水素イオン濃度
10 度以下	pH6.0～8.0

仙台圏工業用水道事業は原水供給のため、水質基準は設けていません。

仙台北部工業用水道事業は原則原水供給ですが、浄水場出口の管理目標値を濁度 30 度以下として運用しています。

水質データについては、下記ウェブサイトで公開しております。

【仙塩・仙台圏】宮城県ホームページ「水質データ【仙塩・仙台圏工業用水道】」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ko-suidou/info.html>

【仙台北部】宮城県ホームページ「大崎広域水道事務所の水道事業年報」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/os-kousui/suidounenpou.html>

関連規程：工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 16 条

関連規程：工業用水供給規程（昭和 49 年 4 月 1 日 宮城県企業局管理規程第 11 号）第 3 条、  
第 5 条、第 6 条

## 第2章 料金の仕組みと支払い

### 2-1 料金単価・制度

#### (1) 料金単価

各工業用水道事業の料金単価は下表のとおりに定まっており、上水道に比べて安価にご提供しております。

	基本料金 (基本水量 1m <sup>3</sup> あたり単価)	超過料金 (超過水量 1m <sup>3</sup> あたり単価)
仙塩工業用水道事業	54 円	108 円
仙台圏工業用水道事業	30 円	60 円
仙台北部工業用水道事業	59 円	118 円

※実際の料金には、各々の単価に消費税及び地方消費税相当額が加算されます。

料金は、下記のとおり宮城県と公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者である「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」（以下「運営権者」）による運転維持管理費の合計金額です。なお、料金は県が一括して徴収します。



#### (2) 料金制度

料金制度は、「責任水量制」を採用しています。

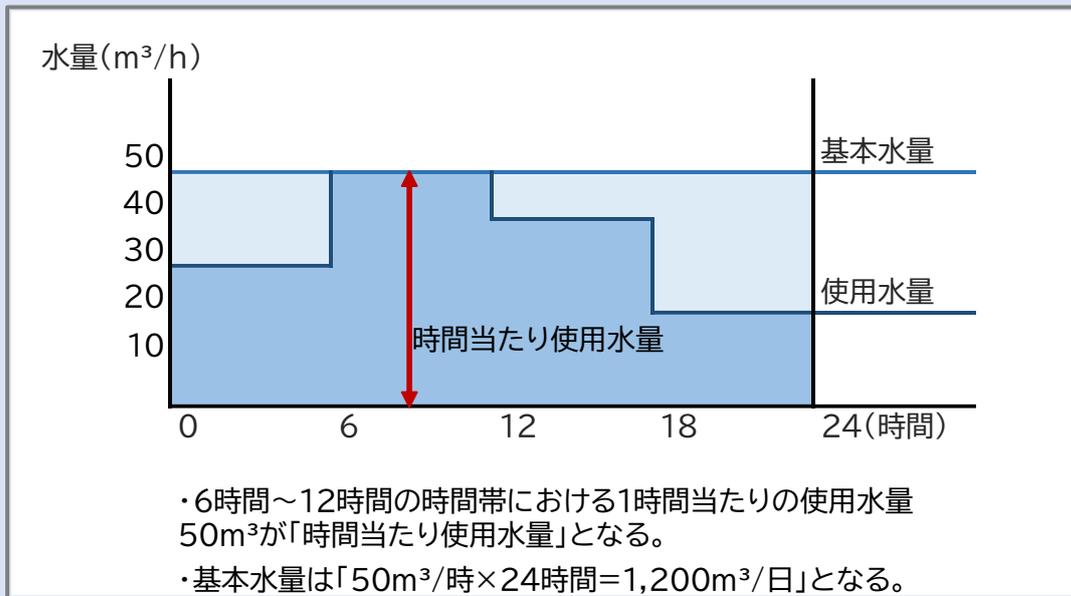
責任水量制とは、実際の使用水量にかかわらず、基本水量分を使用したものとして料金を算定する制度です。基本水量 (m<sup>3</sup>/日) を前提として工業用水道施設を整備しており、施設の運転維持管理のために基本水量分の料金を徴収しています。

使用水量が基本水量を上回った場合、上回った分は超過水量となり、超過料金がかかります。なお超過水量の算定方法は、基本水量の設定が 300m<sup>3</sup>/日超の場合と、300m<sup>3</sup>/日以下の場合とで異なります。

## 2-2 基本水量

基本水量とは、1日の内、単位時間当たりの使用水量のうち最大のもの（以下「時間当たり使用水量」という。）に24を乗じた水量をいいます。ユーザーには基本水量で契約していただくこととなります。

【参考】基本水量のイメージ図



安定した給水を実現するために、ユーザーには原則として24時間の均等受水をお願いしています。後述する受水槽の活用も踏まえ、最適な基本水量をご検討ください。

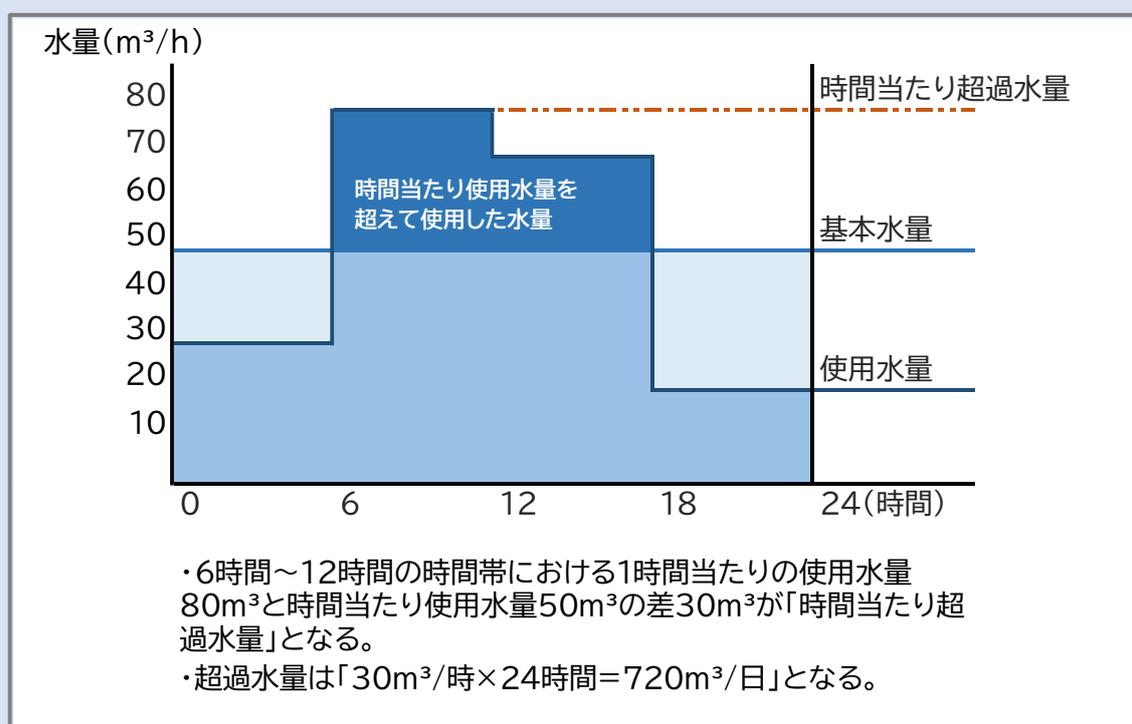
## 2-3 超過水量

超過水量の算定方法は、基本水量の設定が  $300\text{m}^3/\text{日}$  超の場合と、 $300\text{m}^3/\text{日}$  以下の場合とで異なります。

### ①基本水量が $300\text{m}^3/\text{日}$ 超の場合

時間当たり使用水量を超えて使用した水量のうち、1時間当たりの超過分が最大となる水量（以下「時間当たり超過水量」という。）に24を乗じた水量が超過水量となります。超過水量は、時間当たり超過水量が生じた日毎に計算します。

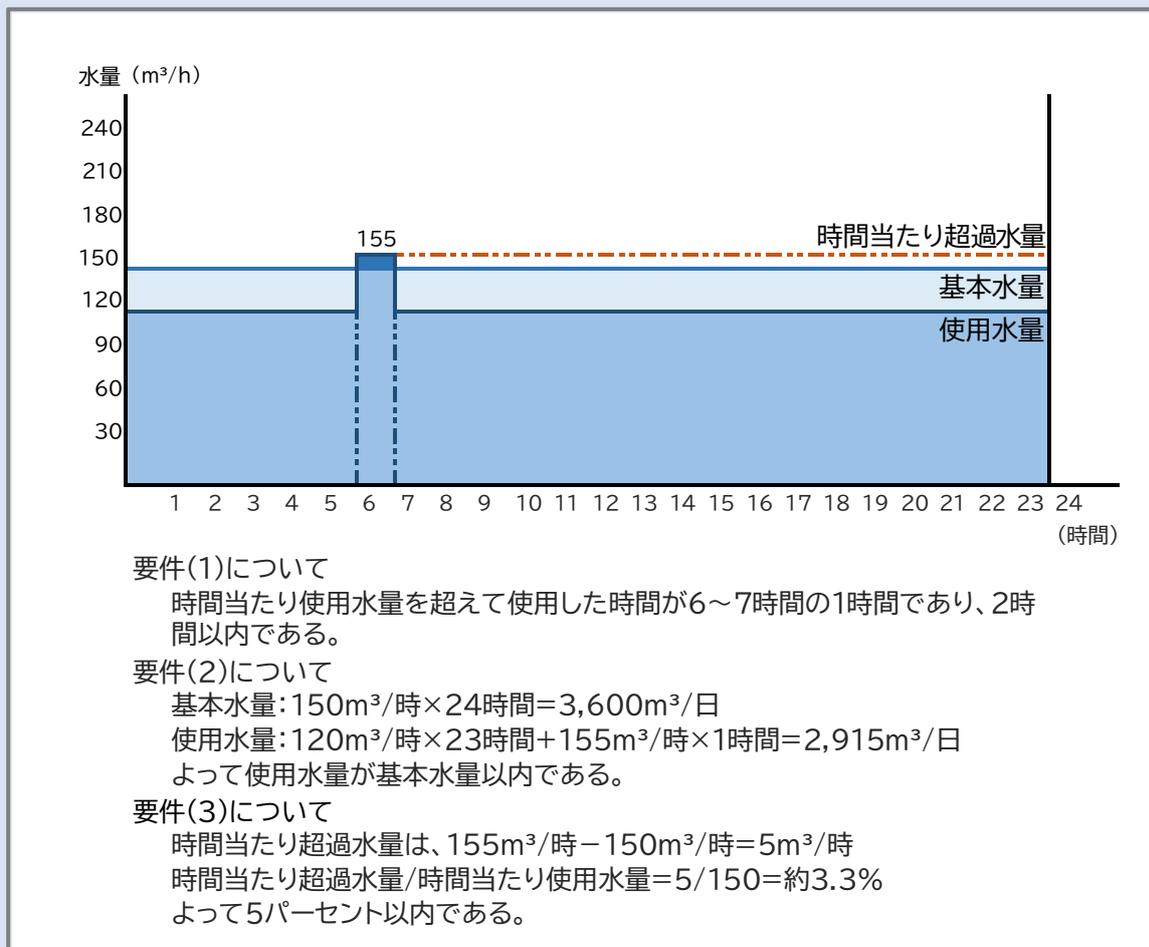
【参考】超過水量のイメージ図



なお、次に掲げる要件のすべてを満たす場合には、超過料金は徴収しません。

- (1) 時間当たり使用水量を超えて使用した時間が1日につき2時間以内である。
- (2) 1日の使用水量が基本水量以内である。
- (3) 時間当たり超過水量が時間当たり使用水量の5パーセント以内である。

【参考】要件(1)~(3)を満たす場合のイメージ図



②基本水量が  $300\text{m}^3/\text{日}$  以下の場合

1 か月間に使用した水量のうち、基本水量に当該月の日数を乗じて算定した水量を超えた部分の水量をいう。

【例】基本水量  $200\text{m}^3/\text{日}$  のユーザーについて、7月の使用水量の合計が  $7,000\text{m}^3$  だった場合

7月の基本水量 × 1 か月:  $200\text{m}^3/\text{日} \times 31\text{日} = 6,200\text{m}^3$

1 か月間の超過水量:  $7,000\text{m}^3 - 6,200\text{m}^3 = 800\text{m}^3$

関連規程: 公営企業の設置等に関する条例 (昭和49年3月30日 宮城県条例第8号) 第6、8、19条、別表2

## 2-4 請求・支払い方法

料金は給水開始日から起算して請求します。

毎月上旬に宮城県水道経営課水道班から以下①～③の書類を郵送いたします。

- ①前月使用分にかかる料金の納入通知書
- ②工業用水使用水量通知書
- ③納入通知書（割賦）

①納入通知書の中に請求額（宮城県収受分、運営権者収受分、請求総額）が記載されています。請求額を①納入通知書に記載されている指定口座へお振込いただくか、③納入通知書（割賦）によりお支払い願います。

納入期日は、毎月月末（月末が金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日）となっています。

書類は郵送の他に電子メールで送付することも可能です。電子メールでの送付を希望される場合は、送付用のメールアドレスを宮城県水道経営課水道班までお伝え願います。

関連規程：工業用水供給規程（昭和 49 年 4 月 1 日 宮城県企業局管理規程第 11 号）第 11、26 条

# 第3章 工業用水受水までの流れ

## 3-1 新規利用申し込みから通水開始まで（全体フロー）

工業用水利用開始までの流れを下記フロー図に示します。



各手続きの詳細については、次項より説明します。

## 3-2 事前相談

ご希望の給水地点や給水量等の対応可否、給水までに要する時間、施工内容等について、管轄の県水道事務所へお問い合わせください。(県水道事務所の連絡先は、本手引き中「6-3 お問い合わせ先一覧」に掲載しています)

## 3-3 申し込み手続き

「工業用水給水申請書」(様式第4号)に基本水量( $\text{m}^3/\text{日}$ )や給水開始希望日等をご記入のうえ、管轄の県水道事務所へ提出してください。

(申請方法⇒「5-9 その他申請について」を参照)

関連規程：工業用水供給規程(昭和49年4月1日 宮城県企業局管理規程第11号)第10条

## 3-4 審査・承認

提出していただいた申請書の内容を確認し、問題がなければ、宮城県水道経営課水道班より「工業用水給水決定通知書」(様式第5号)の送付をもって、基本水量及び給水開始日の決定をお知らせします。

給水開始年月日から料金が発生しますので、給水開始が遅れる場合は給水変更申請を行ってください。

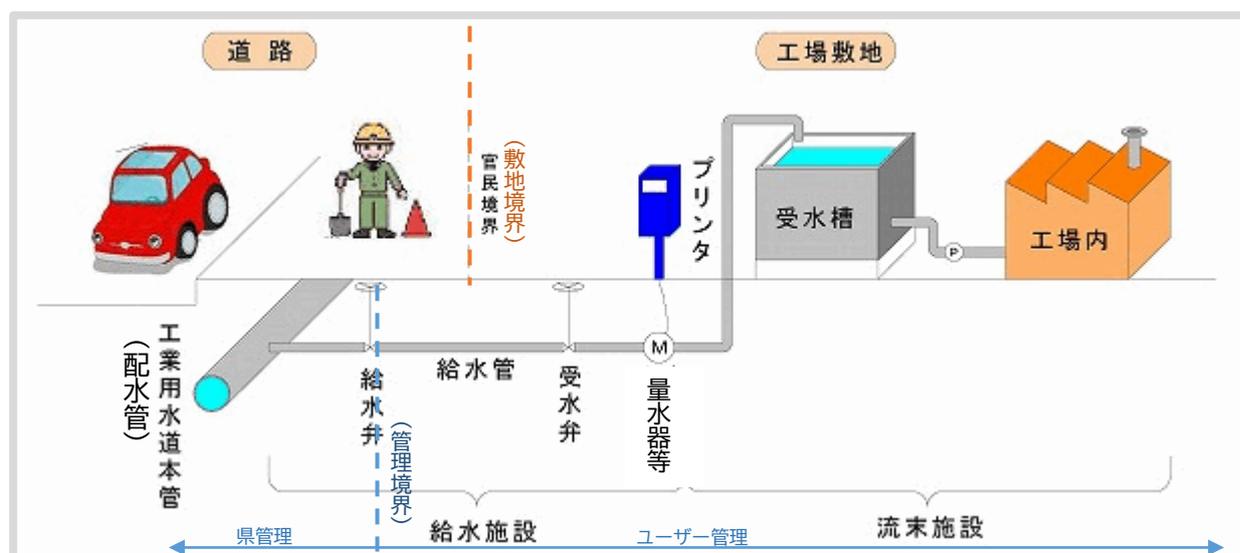
関連規程：工業用水供給規程(昭和49年4月1日 宮城県企業局管理規程第11号)第11条

## 第4章 工事申請（受水施設の計画と設置工事）

### 4-1 受水施設の基本原則

受水施設（給水施設・流末施設）の概略図を以下に示します。

配水管からユーザーの工場等へ受水するには、受水施設を設置する必要があります。設置費用については、全額をユーザーにご負担していただいています。



受水施設の詳細は以下のとおりです。

#### 【給水施設】

給水施設には以下の種類があります。

- ①（配水管から分岐して量水器等に至るまでの）給水管
- ②量水器等（量水器（水道メーター）、流量計）
- ③付属施設（制水弁、空気弁、泥吐き弁等※必要に応じて設置）

また、給水施設全般の設置条件として、次の①～⑤が定められています。

#### 【給水施設全般の設置条件】

- ①水圧、土圧、地震力その他の荷重に対し十分な耐久力を有すること
- ②給水施設の場所は、その使用条件をみだし、維持管理が容易に行うことができる場所とすること
- ③電食、衝撃、温度変化などにより破損を生じるおそれのある箇所には、適当な防護処置がとられていること
- ④配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプなどを直結しないこと
- ⑤配水管からの取り出し口には制水弁を設けること

## 【流末施設】

流末施設は給水施設から先の施設を指します（流量計室以降でユーザーが使用する弁、受水槽、工場内配管等）。

流末施設の設置基準は給水施設の基準に準じます。また本施設は、受水槽までは配水管と連結しており、使用水量の変動は本管圧力に影響を及ぼすため、受水槽までの間に下記①～③の施設の設置は禁止しています。

- ①ブースターポンプ
- ②電磁弁（電磁石の力を利用して開閉する制御弁のこと。動作が高速で流量調整ができないもの（全開または全閉のみ）。）
- ③その他配水管圧力に影響を及ぼす可能性のある施設

### 4-1-1 24 時間均等受水

安定した給水を実現するために、ユーザーには原則として均等受水をお願いしています。基本水量を均等に受水することを想定し、かつ使用水量も満足する受水槽の容量を検討してください。

水量の変動は配水管の圧力に影響を及ぼします。弁を急に開閉すると管路内の圧力が急激に変動し、配管や水道機器の損傷につながる恐れがあります。弁を開閉する際は、ゆっくりと操作を行うようにしてください。

### 4-1-2 ポンプ等の直結禁止

配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプ等を、給水施設への直結は禁止しています。

## 4-2 施設設置の技術基準

### 4-2-1 量水器等の設置

使用水量の計測のために量水器等の設置が必要となります。量水器（水道メーター）は積算体積の計測、流量計は単位時間あたりに流れる流量を計測する計量器です。

量水器等は、ユーザーに設置をお願いしています。量水器等（口径 350mm 以下のもの）は、計量法で特定計量器と定められており、計量法の規制対象となっています。計量法において、量水器等は有効期限（8 年間）が定められていますので、ユーザーにて期限前に交換又は再検定を行ってください。

なお、交換等を行う際は事前手続きが必要となりますので管轄の県水道事務所まで問い合わせ願います。

また、量水器等の基準として次の①～⑦が定められていますので、ご注意ください。

#### 【量水器等の基準】

- ①量水器等は防浸型以上とし、できるだけ配水管の近くに設置すること
- ②量水器等は電磁式を使用し、コンクリート製又はこれと同等の強度を有する流量計室等を設置し、その前後に仕切弁を設置すること
- ③記録計は超過水量の算定ができるもので連続記録が 1 か月以上できるものとする
- ④計器類は流量を表示できるものとし、鋼板製キュービクル内に収めること
- ⑤停電時においても 48 時間以上いままでのデータを保持できること
- ⑥総合精度は±2 パーセント以下とすること  
(ただし計量法に定める検定品の精度はこれによる)
- ⑦基本水量が 300m<sup>3</sup>/日以下のユーザーについては、③、④及び⑤の適用を除外することができる  
(ただし、使用水量が基本水量を著しく超えないようにすること。また、表示付き積算記録計は日量及び積算値を印字できるものとし、流量計室外に設置すること)

## 4-2-2 受水槽（貯水施設）の設置基準

断水等にも対処できるよう時間当たり使用水量の約 4 時間以上の受水容量をもつタンクを設置してください。ただし、立地環境や補完施設の整備によっては、容量を縮小できる場合があります。

なお、原則として受水槽流入前での機器等への直接給水は認められていません。

## 4-2-3 場内配管

給水管については、次の①～⑥の設置基準が設けられていますので、ご注意ください。

### 【給水管の設置基準】

- ①給水管は、実際に作用する内圧及び外圧を考慮して、これに十分耐えうる規格の圧力管を使用すること
- ②管径は配水管の計画最小動水圧時においても、基本水量を十分に供給できるだけの大きさにすること
- ③建物の土台やコンクリートのたたきなどの下を横断するような配管は避けること
- ④給水管を他の地下埋設物と交差又は近接して布設するときは、30cm 以上の間隔を保つものとする
- ⑤管の埋設深さは、公道下等についてはその管理者の指示に従うものとし、使用者の敷地内においては土地の使用状況に応じたものとする
- ⑥管が露出配管となる箇所は、適当な間隔で管を固定するとともに、凍結のおそれのある場所は防凍措置を講ずること

## 4-2-4 逆流防止装置

受水槽への給水は逆流を防止するため落とし込みとし、流入管の吐き口は受水槽の高水位からその管径以上の高さの位置に設けてください。ただし、管径が 50mm 以下の場合は、その高さを最小 50mm としてください。

## 4-3 工事手続き

### 4-3-1 工事施行承認申請

#### (1) 申請書類

受水施設を施工する際は、事前に給水施設工事施行承認申請書（様式第7号）（流末施設工事施行承認申請書（様式第10号））の提出が必要です。施工の1か月前までに申請書と以下①～⑤の添付書類を管轄の県水道事務所へ提出してください。

- ①位置図
- ②平面図及び管路図
- ③工事設計書
- ④工事の施工計画書
- ⑤使用材料の承認願

※①～⑤の他、給水施設工事が第三者の利害に影響を及ぼすおそれがあるときは、その者の承諾書の添付も必要です。

（申請方法⇒「5-9 その他申請について」を参照）

#### (2) 施工業者

施工業者は「宮城県建設工事競争入札参加資格承認者」の内「管工事業」又は「水道施設工事業」の承認を受けている者とし、「宮城県土木工事共通仕様書」に準じて施行するものとします。

「宮城県建設工事競争入札参加資格承認者」及び「宮城県土木工事共通仕様書」は、それぞれ下記ページに掲載していますので、ご参照ください。

宮城県ホームページ「建設工事入札参加資格承認者名簿」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/shikakutouroku/kmkn.html>

宮城県ホームページ「最新の共通仕様書（土木工事,建設関連業務）」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/d-spec.html>

### 4-3-2 工事の施工と宮城県との連携

配水管からの分岐工事は他の使用者に影響を与えない工法を採用してください。

工事の完了後に可視できない部分の工事は、その都度写真撮影などを行い、整理して工事完了検査の際に提出してください。

配水管からの分岐工事や工事完了後の仮通水などは管轄の県水道事務所の立会いが必要です。

### 4-3-3 完成届の提出と検査

工事が完了した場合、完成届を管轄の県水道事務所に提出してください。工事完了の報告を受理した 10 日以内に工事完了検査を実施します。

(申請方法⇒「5-9 その他申請について」を参照)

検査時には、以下のうち必要な書類を合わせて提出する必要があります。

- ①工事製品の試験成績表
- ②出来高図及び打合せ記録
- ③現場試験記録及び工事写真

完了検査の際には、立会いをお願いいたします。検査は工事申請図書をもとに現地検査を基本とし、現地確認が不可能な箇所は書類などにより検査します。

検査により工事完了を確認できた場合、給水施設の場合は宮城県水道経営課水道班から、流末施設の場合は管轄の県水道事務所からユーザーに対してその旨を通知します。

### 4-3-4 その他

受水施設を増設・改造・変更・撤去・修繕する際にも、同様に事前に管轄の県水道事務所へ提出が必要となります。

(申請方法⇒「5-9 その他申請について」を参照)

ユーザーが設置する受水施設の設置要領については、下記ページに解説を掲載していますので、合わせてご参照ください。

宮城県ホームページ「工業用水給水施設設置要領解説」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ko-suidou/manual1.html>

関連規程：工業用水供給規程（昭和 49 年 4 月 1 日 宮城県企業局管理規程第 11 号）第 2、13、14、16 条

関連規程：工業用水給水施設設置要領

## 第 5 章 利用開始後の手続きと管理

### 5-1 通水開始の手続き

工業用水道の通水を開始しようとするときは、7 日前までに工業用水道通水開始届（様式第 13 号）により管轄の県水道事務所に提出する必要があります。

（申請方法⇒「5-9 その他申請について」を参照）

関連規程：工業用水供給規程（昭和 49 年 4 月 1 日 宮城県企業局管理規程第 11 号）第 17 条

### 5-2 基本水量の変更

基本水量を変更したい場合、工業用水給水変更（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を管轄の県水道事務所に提出の上、宮城県の承認を得る必要があります。変更する可能性がある場合は、事前に管轄の県水道事務所にご相談願います。

（申請方法⇒「5-9 その他申請について」を参照）

基本水量の増量については、対応する工業用水道事業の給水能力と増量分を比較し、給水能力に余裕がある場合に対応いたします。

基本水量の減量については原則として認めていません。工業用水道事業では、施設の建設に投下した資金を将来にわたり計画的に料金によって回収するために、総括原価方式に基づく責任水量制を採用しており、受水事業所の移転・撤退による工業用水の廃止や基本水量の減量は事業運営に大きな影響を与えるためです。一方で、やむを得ず基本水量を減量しようとするユーザーは、事前に管轄の県水道事務所にご相談ください。

関連規程：工業用水供給規程（昭和 49 年 4 月 1 日 宮城県企業局管理規程第 11 号）第 12 条

### 5-3 料金の納入と検針

#### (1) 検針（使用水量の測定）

使用水量は、毎月 20 日頃、身分証票（様式第 16 号）を携帯した運営権者の職員が受水事業所を訪問し、量水器等を読み取って検針を行います。ユーザーの立会いは基本的に不要ですが、検針時に異常等を発見した場合は立ち会っていただく場合があります。

検針に当たって、事前に以下の対応をしていただくと検針がスムーズに終わりますので、ご協力をお願いいたします。

- ① 停電作業等を予定している場合、事前に連絡願います。記録欠測時にユーザー設備の故障か停電によるものか判別が可能となります。

- ② 積算記録計の内、記録紙(又はチャート紙と積算記録計両方)を利用のユーザーは、記録計を定期的に確認し、印字の不具合や紙詰まりが生じないように維持管理をお願いいたします。特に基本水量の設定が 300m<sup>3</sup>/日を超える場合は、超過判定に影響が生じるため、確実な管理をお願いいたします。

測定された使用水量については、工業用水使用水量通知書(様式第 15 号)により宮城県水道経営課水道班からユーザーへ通知します。

## (2) 料金等の徴収

料金は毎月徴収するものとし、その月に係る分を翌月末日(その日が金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日)までに納入通知書による納入又は口座への振込みにより支払ってください(詳しくは「2-4 請求・支払い方法」に記載しています)。

## (3) 手数料及び費用の納入方法

毎月の料金以外に、所定の手続きや対応をとった場合に手数料や費用が生じる場合があります。

宮城県又は運営権者に納入すべき手数料及び費用が生じる場合とその内容について、納入期日・納入方法別にまとめると下記のとおりになります。

### ①宮城県又は運営権者が指定する日に指定の方法で納入するもの

手数料及び費用が生じる場合	手数料及び費用の内容
給水施設に事故があり、宮城県又は運営権者が緊急を要すると認めた場合	宮城県又は運営権者による必要な処置に要する費用

### ②宮城県が指定する日に納入通知書又は口座への振込により納入するもの

手数料及び費用が生じる場合	手数料及び費用の内容
給水施設に異常があるときに、検査やその他必要な処置を宮城県に申し込んだ場合	給水施設異常検査料 その他必要な処置に要する費用
不当行為による給水停止後のむやみな制水弁の開閉や、給水廃止に伴う給水施設撤去工事の3か月以上の未申請を理由として、宮城県が給水管を切断した場合	給水管の切断に要する費用

関連規程：公営企業の設置等に関する条例(昭和 49 年 3 月 30 日 宮城県条例第 8 号) 第 7 条

関連規程：工業用水供給規程(昭和 49 年 4 月 1 日 宮城県企業局管理規程第 11 号) 第 14、20、25-27 条

## 5-4 施設の維持管理・修繕

給水施設の保守管理はユーザー自らが行うこととなっています。施設に不具合があると、安定した工業用水の受水や他ユーザーの給水への支障等、生産活動に大きな影響を及ぼす可能性がありますので、日頃の適正な管理をお願いいたします。

(維持管理の例) 配管の漏水修理、ボールタップの清掃、量水器等の取り替え、  
プリンタの点検・整備 等

給水施設に異常があるときは、速やかに検査その他必要な処置をとるか、給水施設異常検査申請書(様式第9号)により宮城県へ検査等の処置を申し込んでください。

関連規程：工業用水供給規程(昭和49年4月1日 宮城県企業局管理規程第11号) 第14条

関連規程：工業用水給水施設設置要領

## 5-5 ユーザー情報の変更

### 5-5-1 氏名又は名称及び住所に変更があった場合

ユーザーの氏名又は名称及び住所が変更となる場合には、事前に宮城県水道経営課水道班にご連絡いただきますようお願いいたします。また、実際に変更となった際には、変更内容が分かる書類を宮城県水道経営課水道班まで送付願います。

### 5-5-2 企業の合併や統廃合等により変更が生じる場合

企業の合併や統廃合等によりユーザーの氏名等が変更となる場合も、事前に宮城県水道経営課水道班にご連絡いただきますようお願いいたします。また、実際に変更となった際には、変更内容が分かる書類を宮城県水道経営課水道班まで送付願います。

### 5-5-3 工業用水の使用に関する権利を譲渡したい場合

工業用水の使用に関する権利を第三者に譲渡したい場合は、事前に宮城県水道経営課水道班に連絡の上、譲渡予定日の1か月前までに宮城県の承認を得ることが必要です。

関連規程：工業用水供給規程(昭和49年4月1日 宮城県企業局管理規程第11号) 第8条

## 5-6 給水の廃止（契約の解除）

給水の廃止（契約の解除）を希望するユーザーは、事前に管轄の県水道事務所にご相談ください。工業用水給水変更（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を管轄の県水道事務所に提出の上、宮城県の承認を得る必要があります。

承認を得た後は、廃止に伴い工業用水道の通水を停止する 7 日前までに、工業用水道通水開始（停止）届（様式第 13 号）を管轄の県水道事務所に提出する必要があります。（申請方法⇒「5-9 その他申請について」を参照）

停止届により届け出た後は、公道に埋設したユーザー所有の給水管を撤去する必要があります。詳しくは管轄の県水道事務所へお尋ねください。

関連規程：工業用水供給規程（昭和 49 年 4 月 1 日 宮城県企業局管理規程第 11 号）第 12、17 条

## 5-7 緊急時（事故発生時等）の対応

以下のような事故等が発生した際には、ユーザーへ事故等発生の状況（第 1 報）をメール等で報告します。状況が緊急を要する場合は、電話にて報告します。

### 【事故等の例】

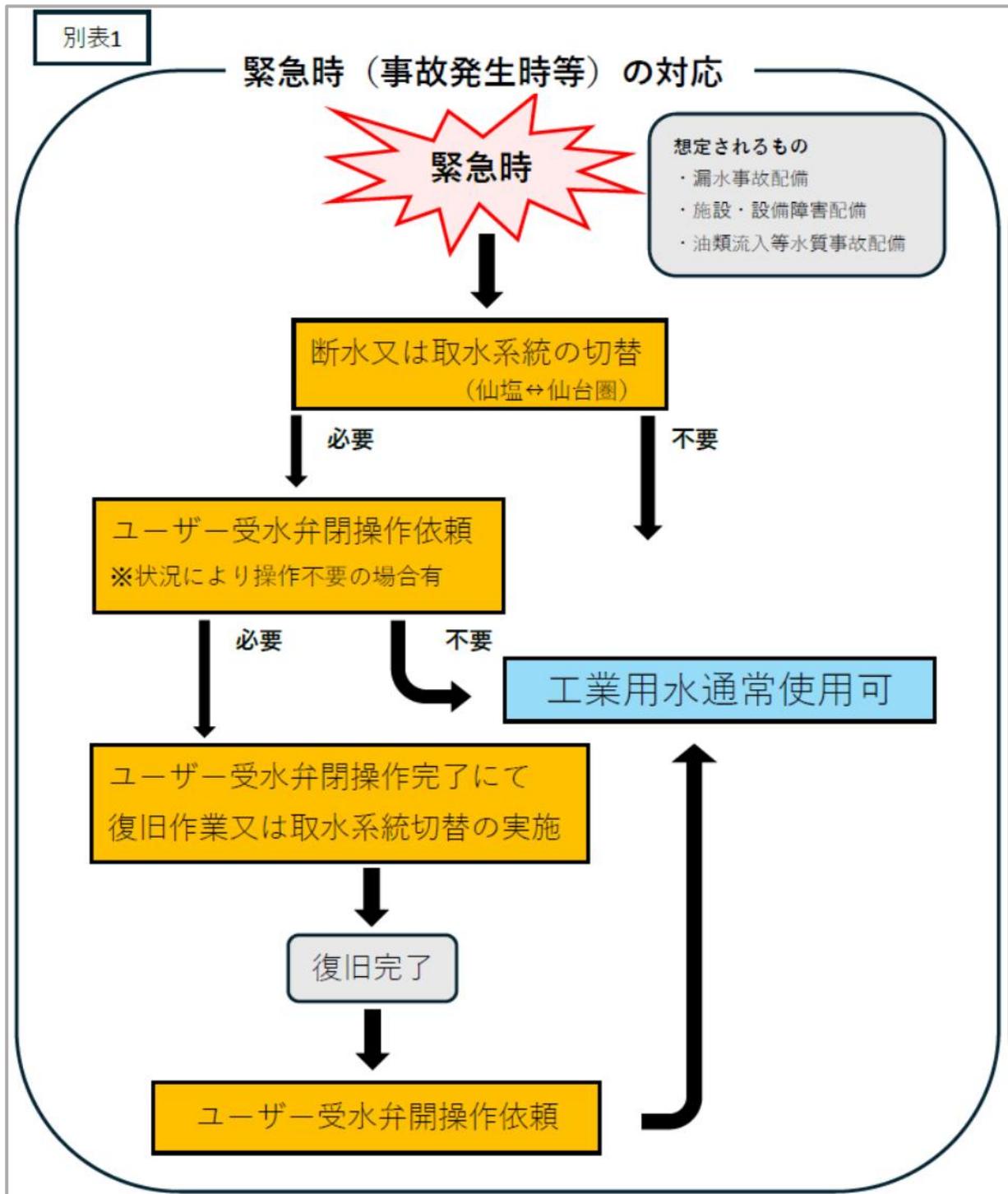
- ①漏水事故      ②施設・設備障害      ③油類流入等による水質事故
- ④取水障害      ⑤水の高濁度      等

状況経過や新たな情報について適時情報発信を行います。復旧が完了しましたら復旧完了・送水再開をメール等で報告します。

事故発生の報告と併せて受水弁操作をお願いすることがあります。

仙塩・仙台圏工業用水道においては、緊急時に仙塩と仙台圏間の取水系統の切替が生じる場合があります。切替後、必要に応じて受水弁操作をお願いすることがあります（別表 1）。

【別表1】仙塩・仙台圏における緊急時（事故発生時等）の対応



## 5-8 留意事項

### 5-8-1 検査

工業用水の適正な供給を維持するために必要があるときに、ユーザーの受水施設の検査を実施する場合があります。検査の結果、不正又は不適當な箇所を発見した際には、その受水施設の管理及び使用方法を改善するようユーザーに命じます。

### 5-8-2 超過使用に対する警告

給水の適正を図るために必要がある場合、宮城県から超過使用をしているユーザーに対して警告を発することがあります。

### 5-8-3 給水の停止

ユーザーが以下に該当するときには、給水を停止する場合があります。

#### 【給水を停止する場合】

- ①（防火演習の立会い、給水施設の整備保全、使用水量の測定、5-8-1 の検査を行う）職員の職務執行を正当な理由なく拒んだとき、又は妨げたとき
- ②宮城県又は運営権者の承認を得ず以下の行為をしたとき
  - ・工業用水の使用に関する権利の譲渡
  - ・工業用水の目的外の使用
  - ・宮城県又は運営権者が命ずる者が立ち会わない防火演習の実施
  - ・1回の防火演習における防火演習用水の10分以上の使用
  - ・工業用水の第三者への分与
- ③5-8-1の検査後の改善命令や5-8-2の警告に従わなかったとき
- ④納入する必要がある料金、手数料及び費用等を納入期限経過後3か月以上滞納しているとき

また、上記による給水停止期間中にむやみに制水弁を開閉したときには、宮城県にて給水管を切断する場合があります。切断にかかる費用はユーザー又は施設所有者の負担となります。

関連規程：工業用水供給規程（昭和49年4月1日 宮城県企業局管理規程第11号）第9、22-25条

## 5-9 その他申請について

主な申請と申請様式については、下記別表のとおりとなります。

令和8年度より電子申請による申請が可能となりましたので、ご活用ください。下記 URL 及び QR コードから電子申請サービスのページにアクセスできます。

### 電子申請サービス URL 及び QR コード

<https://logoform.jp/form/GQGB/905120>



申請書類の提出にあたっては、事前に管轄の県水道事務所に相談するようお願いいたします。電子申請の方法についてご不明な場合は、宮城県水道経営課水道班までお問い合わせください。

なお、従来どおりメール又は紙媒体で申請することも可能です。

### 【別表】

申請が必要な場合	申請様式	申請時期
給水を受けたい場合	工業用水給水申請書 (様式第4号)	給水を受けようとする日の60日前まで
基本水量を変更したい場合や、給水を廃止したい場合	工業用水給水変更(廃止)承認申請書 (様式第6号)	変更(廃止)しようとする30日前まで
給水施設工事を施工する場合	給水施設工事施行承認申請書 (様式第7号)	工事着手の30日前まで
給水施設工事が完了し、完成検査を受ける場合	給水施設工事完成届	工事が完了したとき
流末施設工事を施工する場合	流末施設工事施行承認申請書 (様式第10号)	工事着手の30日前まで
流末施設工事が完了し、完成検査を受ける場合	流末施設工事完成届	工事が完了したとき
工業用水道の通水を開始又は停止する場合	工業用水道通水開始(停止)届 (様式第13号)	開始又は停止しようとする7日前まで

【別表】（前頁の続き）

申請が必要な場合	申請様式	申請時期
水質が著しく通常時に比べ著しく悪質であり、宮城県又は運営権者に水質の検査を請求する場合	工業用水水質試験請求書 (様式第1号)	検査の必要性が生じたとき
給水管末における水圧が最低値（0.05メガパスカル）以上に維持されておらず、宮城県又は運営権者に水圧の検査を請求する場合	工業用水道水圧検査請求書 (様式第2号)	検査の必要性が生じたとき
防火演習のために工業用水を使用したい場合	防火演習用水使用許可申請書 (様式第3号)	使用が分かり次第速やかに
給水施設に異常があり、検査やその他必要な処置を宮城県に申し込む場合	給水施設異常検査申請書 (様式第9号)	速やかに

## 第 6 章 付録・様式集

### 6-1 各種様式（申請書、届出書など）

「5-9 その他申請について」の別表に記載している各申請書及び届出書のうち、主要なものについて次頁より様式を掲載しますので、御参照ください。

#### 【掲載様式一覧】

頁	様式	手引き関連箇所
28	工業用水給水申請書 (様式第 4 号)	P.12 「3-3 申し込み手続き」
29	工業用水給水変更（廃止）承認申請書 (様式第 6 号)	P.19 「5-2 基本水量の変更」 P.22 「5-6 給水の廃止」
30	給水施設工事施行承認申請書 (様式第 7 号)	P.17 「4-3-1 工事施行承認申請書」
31	給水施設工事完成届	P.18 「4-3-3 完成届の提出と検査」
32	流末施設工事施行承認申請書 (様式第 10 号)	P.17 「4-3-1 工事施行承認申請書」
33	流末施設工事完成届	P.18 「4-3-3 完成届の提出と検査」
34	工業用水道通水開始（停止）届 (様式第 13 号)	P.19 「5-1 通水開始の手続き」

なお、本様式の Word 版又は Excel 版は下記ホームページに掲載しています。

#### ■宮城県ホームページ「工業用水に関する各種申請様式」

##### URL 及び QR コード

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/kougyouyousui-form.html>



様式第4号（第10条関係）

工業用水給水申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

住 所

氏 名

下記のとおり給水を受けたいから、工業用水供給規程第10条の規定により申請します。

記

- 1 受水の場所
- 2 基本水量 立方メートル/日 ( 立方メートル/時)
- 3 受水希望工業用水道  
工業用水道
- 4 現在使用している用水の内訳  
上 水 立方メートル/日  
地下水 立方メートル/日  
その他 ( ) 立方メートル/日
- 5 工業用水受水後の使用内訳  
工業用水 立方メートル/日  
上 水 立方メートル/日  
地下水 立方メートル/日  
その他 ( ) 立方メートル/日
- 6 工業用水使用予定内訳  
汽かん用 立方メートル/日  
洗浄用 立方メートル/日  
冷却用 立方メートル/日  
原料用 立方メートル/日  
その他 ( ) 立方メートル/日
- 7 給水開始希望年月日

年 月 日

(注) 業務概要書及び工場平面図を添付すること。

様式第6号（第12条関係）

工業用水給水変更（廃止）承認申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

住 所  
氏 名

下記のとおり給水量を変更（廃止）したいので、工業用水供給規程第12条の規定により申請します。

記

- 1 受水の場所
- 2 基本水量  
変更前 立方メートル/日（ 立方メートル/時）  
変更後 立方メートル/日（ 立方メートル/時）
- 3 受水工業用水道  
工業用水道
- 4 給水の変更理由
- 5 変更後の使用内訳  
工業用水 立方メートル/日  
上 水 立方メートル/日  
地下水 立方メートル/日  
その他（ ） 立方メートル/日
- 6 変更後の工業用水使用予定内訳  
汽かん用 立方メートル/日  
洗浄用 立方メートル/日  
冷却用 立方メートル/日  
原料用 立方メートル/日  
その他（ ） 立方メートル/日
- 7 変更後の給水開始希望年月日  
年 月 日
- 8 給水の廃止理由
- 9 廃止年月日  
年 月 日

様式第7号(第13条関係)

給水施設工事施行承認申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

住 所  
氏 名

下記のとおり給水施設工事を施行したいので、工業用水供給規程第13条第1項の規定により承認されるよう申請します。

記

- 1 工事の種類  
新設、増設、改造、変更、撤去、修繕
- 2 工事の施行予定箇所
- 3 基本水量 立方メートル
- 4 工事内容 別冊設計書のとおり
- 5 工事施行業者  
住 所  
氏 名
- 6 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

(第22条関係)

※任意様式

## 給水施設工事完成届

令和 年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

住 所

氏 名

下記のとおり給水施設工事が完成しましたのでお届けします。

記

1 工事の種類

新設、増設、改造、変更、撤去、修繕

2 工事の施行箇所

3 基本水量 立方メートル/日

4 工事内容 別冊報告書のとおり

5 工事施行業者

住 所

氏 名

6 工事期間 別冊設計書のとおり

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

様式第10号（第16条関係）

流末施設工事施行承認申請書

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

住 所

氏 名

下記のとおり流末施設の工事を施行したいので承認されたく、工業用水供給規程第16条第1項の規定により申請します。

記

1 工事の種類

新設、増設、改造、変更、撤去、修繕

2 工事の施行予定箇所

3 工事内容 別冊設計書のとおり

4 工事期間

年 月 日から 年 月 日まで

(注) 工場平面図、配管計画図及び主要構造図を添付すること。

(第22条関係)

※任意様式

## 流末施設工事完成届

令和 年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

住 所

氏 名

下記のとおり流末施設工事が完成しましたのでお届けします。

記

1 工事の種類

新設、増設、改造、変更、撤去、修繕

2 工事の施行箇所

3 基本水量 立方メートル/日

4 工事内容 別冊報告書のとおり

5 工事施行業者

住 所

氏 名

6 工事期間 別冊設計書のとおり

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

様式第13号（第17条関係）

工業用水道通水開始（停止）届

年 月 日

宮城県公営企業管理者 殿

住 所

氏 名

下記のとおり工業用水道の通水を開始（停止）しますから、工業用水供給規程第17条により届けます。

記

1 受水の場所

2 受水工業用水道

工業用水道

3 理 由

4 通水開始（停止）年月日

年 月 日

## 6-2 Q&A

### 1.利用申し込み～利用開始に関する Q&A

#### Q1-1.工業用水の利用に必要な申請書類の処理期間を教えてください

A. 各申請書類の処理は2週間ほどで完了します。

なお、給水施設工事施行承認申請書、流末施設工事施行承認申請書は担当職員が確認の上、修正が必要な場合もあり、その際はお時間がかかる場合があります。

#### Q1-2.工業用水の利用にあたり加入金等は必要か？

A. 加入金等は生じません。

#### Q1-3.工業用水利用者向けの補助金等はあるか？

A. 現状、工業用水の利用に関する補助金等はありません。

工場を新設等する場合、企業立地に関する補助金が適用される可能性があります。詳しくは各自治体の企業立地に関するホームページをご覧ください。

### 2.施設設置に関する Q&A

#### Q2-1.上水道から工業用水に切り替える場合、施設の変更や追加は必要か？

A. 工業用水道本管（配水管）から新たに給水管を敷設する必要がありますが、ユーザーの事業所内の施設を工業用水用に転用することは可能です。

ただし、工業用水は上水道のような水質浄化や消毒をしておらず、通常の水道メーターでは異物などによる目詰まりなどが懸念されるため、電磁流量計の設置が必要です。

さらに、配水管の性質上、ユーザーの給水管端部へ到達するまでに水圧の開放が必要なため、受水槽の設置が必要となります。その他ユーザーの立地条件などから必要な施設が生じる場合があります。

## Q2-2.工事の具体的な内容を教えてほしい

A. 給水管工事は、ユーザーの受水予定地の立地条件と配水管の位置関係により必要な工事が異なります。ほとんどのケースで、配水管から給水管を分岐させる際に、配水管を断水することなく分岐させる「不断水工事」を行います。さらに配水管が、ユーザーの受水予定地に隣接している公道をはさんで反対側にある場合などは推進工事（道路表面を開削しない工事）を行う必要がある場合があります。（道路管理者の意向によって異なります。）

仕切弁、メーター、受水槽等設置工事は、ユーザーの敷地内にこれらの施設を設置する工事となります。ユーザーがすでにご使用の施設を工業用水に切り替える場合は、配管などの切り替え作業が必要となります。

## Q2-3.施設の設置にはいくらかかるのか？

A. ユーザーの受水予定地の立地条件・受水予定量・現在のユーザーの所有する施設などにより費用は異なります。詳しくは管轄の県水道事務所へお尋ね下さい。

## 3.給水開始後に関する Q&A

### Q3-1.通常の管理を管轄の県水道事務所へ委託することは可能か？

A. 可能です。管理に必要な費用をユーザーが負担のうえ、事務所で通常の管理を行います。「通常の管理」に含まれる具体的な管理の内容は、定期的な管路巡視（道路上からの目視）となります。緊急時（漏水など）の緊急出動と緊急工事の施工も管理の中に含める場合はその分の費用もユーザーに負担していただくことになります。

### Q3-2.工業用水の使用を一時的にやめる（休止する）ことは可能か？

A. 基本的には認めておりません。詳しくは管轄の県水道事務所へご相談下さい。

### Q3-3.工業用水の使用後はそのまま排水して良いのか？

A. 排水基準を満たすように処理したうえで排水する必要があります。詳しくは管轄の保健所にお問い合わせください。

また、排水を下水や河川・海域等へ流す場合は、各管理者の許可が必要になる場合があります。

### Q3-4.弁の開閉は具体的にどのくらいの速度で操作すれば良いか？

A. 適切な弁の開閉速度は、送水圧力や弁の管径や開度によって異なります。弁の開閉する速度により急激な流速の変化や水圧の変動が生じると、濁水やウォーターハンマーが発生する可能性があります。

弁の開閉速度に関する相談は、管轄の県水道事務所までお尋ね下さい。弁を開閉したい場合も事前に管轄の県水道事務所にご連絡願います。

### Q3-5.工業用水を飲むことは可能か？

A. 上水道のように水質浄化や消毒をしていないため、飲用・調理・うがいには使うことができません。飲用に適さない水を浄化処理して飲用する場合、その飲用により悪影響が生じても自己の責任となります。

また、食品衛生法に基づく営業施設等で工業用水を製造・加工・調理等に使用する場  
合、管轄の保健所の承認を得る必要があります。

なお、本県の工業用水は、供給規程第9条で規定のとおり原則として工業、防火又は防火演習以外の用途には使用できません。

### Q3-6.「廃止」と「停止」の違いを教えてください。

A. 「廃止」は給水の契約を解除することを指し、「停止」は物理的に給水を止めることを指します。

## 6-3 問い合わせ先一覧

### 宮城県企業局の問い合わせ先

工業用水全般に関すること

名称	住所	連絡先	
水道経営課水道班	〒980-8570 仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1	電話	022-211-3417
		FAX	022-211-3499
		メール	suikeiw@pref.miyagi.lg.jp

【仙塩・仙台圏工業用水道】各種申請に関すること、管理及び工事に関すること

名称	住所	連絡先	
仙南・仙塩広域水道事務所 工業用水道管理事務所 施設管理班	〒983-0835 仙台市宮城野区大槻 1-6	電話	022-293-5101
		FAX	022-293-5104
		メール	kousuid@pref.miyagi.lg.jp

【仙台北部工業用水道】各種申請に関すること、管理及び工事に関すること

名称	住所	連絡先	
大崎広域水道事務所 施設管理班	〒981-4354 加美郡加美町字麓山 1-9	電話	0229-67-6513
		FAX	0229-67-6515
		メール	ossuidm@pref.miyagi.lg.jp

## 運営権者の問い合わせ先

### 事業運営に関すること

名称	住所	連絡先	
みずむすびマネジ メントみやぎ (MMM)	〒980-0822 仙台市青葉区立町 27-21	電話	022-208-8770
		FAX	022-208-8771
		メール	contact@mizumusubi.co.jp

### 維持管理に関すること

名称	住所	連絡先	
みずむすびサービ スみやぎ (MSM)	(仙塩・仙台圏) 〒983-0835 仙台市宮城野区大槻 1-6	電話	022-352-9037
		FAX	022-352-9038
		メール	msm.okaji.all.groups@mizumusubi.co.jp
	(仙台北部) 〒981-4354 加美郡加美町字麓山 1-9	電話	0229-87-8771
		FAX	0229-87-8772
		メール	msm.sendainorth.all.groups@mizumusubi.co.jp